

第5章 雜則（第40条～第44条）

第6章 罰則（第45条・第46条）

附則

第5章 雑則

(勧告)

第40条 市長は、特定開発事業者が第13条に規定する確認を受けないで特定開発事業に関する工事に着手したとき又は特定開発事業に関する工事が第18条第2項の規定による検査により第15条第1項の規定による確認の内容に適合していないと認めるときは、特定開発事業者に対し、当該特定開発事業の停止を勧告し、又は相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

趣旨

本条例の目的を達成するため、事業の停止又は違反事項を是正するための措置を勧告することを規定している。

解釈・運用

本条の勧告は、勧告を行うことで特定開発事業者のすみやかな是正を働きかけるものである。ただし、この勧告に従わない場合は、次条に基づく命令及び公表をされることがある。

勧告は、原則として、第43条の立入調査及び第42条の報告徴収が行われた後にされる。

本条に始まる第5章の雑則は、本条例の効力を確保するため違反の防止や違反への対応を規定しているが、本条例の適正な運用の中では、これらの規程が活用されないことを願いたい。

(命令)

第41条 市長は、特定開発事業者が前条の規定に基づく勧告に従わないときは、特定開発事業者に対し、当該特定開発事業の停止を命じ、又は相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

趣旨

本条は、特定開発事業者が第40条に規定する勧告に従わないとき、行政処分としての命令を発し、その旨を公表することができることを定めている。

解釈・運用

違反行為を行った特定開発事業者に対し命令を発し、違反を是正させ、条例の実効性の担保を目指すものである。

公表は、規則第29条に基づき行われ、近隣及び周辺住民に対して違反行為の事実の情報提供を行い、関係住民がこれに自主的に対応できるようにしている。この条例での公表はあくまで市民等への情報提供等を目的として行われるものであり、制裁的な意図を持って行われるものではない。

しかし、本条に基づく公表は、特定開発事業者等に対して不利益的取扱となる恐れもあることから、公表される者にその理由を通知し、かつ弁明又は証拠を提出する機会を与えることとした。

施行規則

(公表等)

第29条 条例第41条第2項の規定による公表は、当該特定開発事業を行う場所の見やすい場所への第23号様式に定める標識の設置及び茅ヶ崎市公告式条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第48号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

2 市長は、条例第41条第3項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当の期間において、書面により通知しなければならない。

(報告徴収)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定開発事業者に対し、特定開発事業に関する事項について、必要な報告を求めることができる。

趣旨

本条は、この条例の施行に関し、市長が特定開発事業者に特定開発事業に関する報告を求めることができることを定めている。

解釈・運用

特定開発事業の状況等を把握・確認する必要があるときに、特定開発事業者に対して過度の負担とならない範囲において、報告を求めることができることとする。

施行規則

(報告書)

第30条 条例第42条に規定する報告は、状況報告書（第24号様式）によるものとする。

(立入調査)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業区域内に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

趣旨

本条は、条例の実効性を担保するため、職員が特定開発事業区域内に立入調査することができることを定めている。

解釈・運用

適正な特定開発事業の実施への指導を行い、かつ条例の実効性の確保をするため、条例違反の事実の確認、是正指導、是正状況の確認などを行うことを目的に、市長が命じた者が、特定開発事業者等の協力のもとに立入調査を行うことができる。

施行規則

(立入調査員証)

第31条 条例第43条第2項に規定する身分を示す証明書は、特定開発事業立入調査員証（第25号様式）とする。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

本条は、本条例の施行に関し必要な事項を規則に規定することを定めている。

第6章 罰則

第45条 第41条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

趣旨

本条は、この条例の実効性を確保するため、条例違反者に対する罰則を定めたものである。

解釈・運用

本条例は適法な範囲内で権利義務規制を行うものであり、その違反者に対して罰則を設けることは条例の実効性を確保するための適正かつ有効な手段である。

地方自治法においては、条例により、義務を課したり、権利を制限することができ、かつ、条例中に罰則を設けることが可能であるとしている。

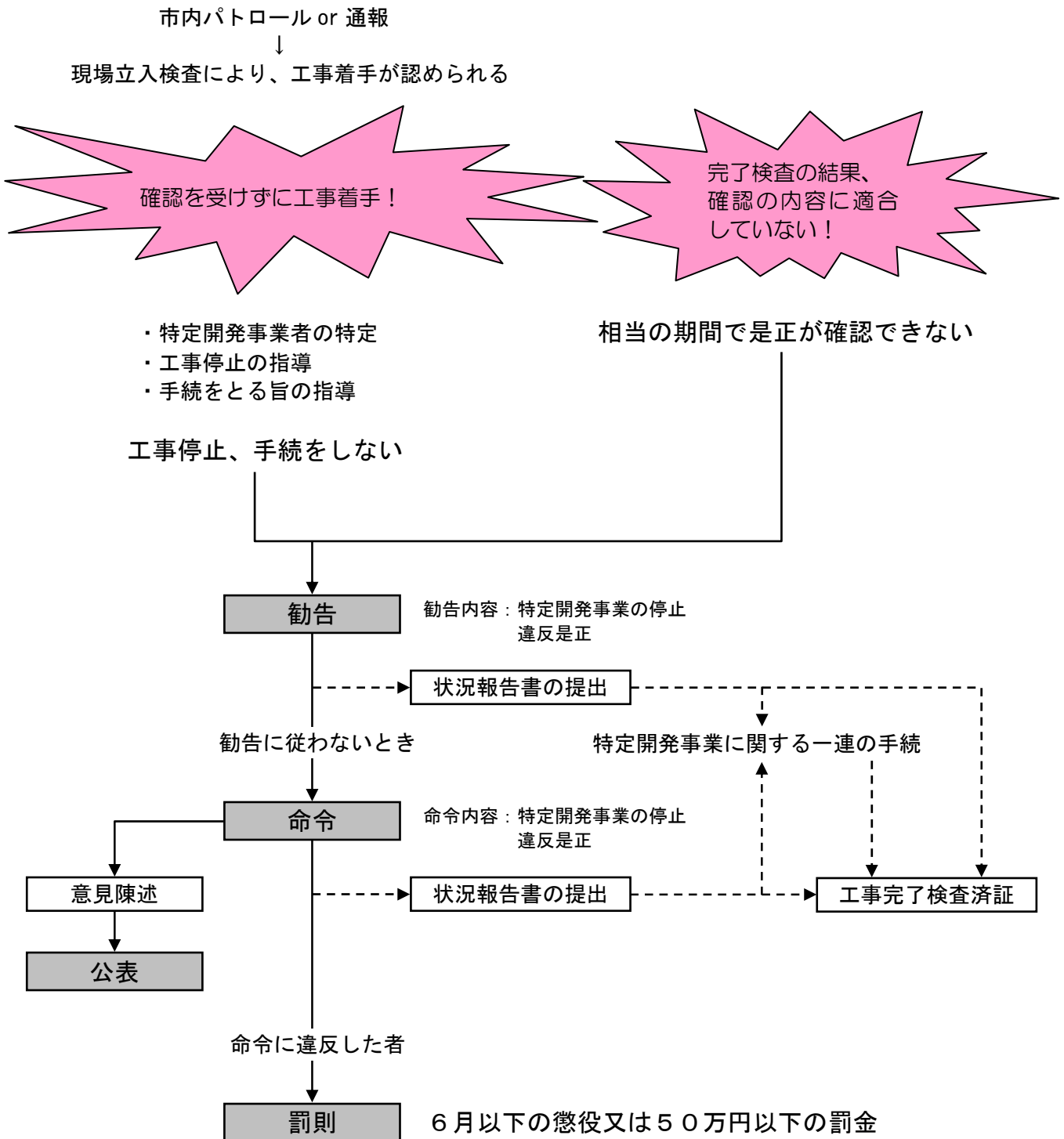
地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

勸告・命令・罰則フロー



第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

趣旨

本条は、法人の代表者、法人、代理人、使用人その他の従業者が第45条の違反行為を行ったとき、その法人又は人に対しても罰則を科すことを定めている。

解釈・運用

条例に違反する行為は、その行為を行う者が個人である場合、あるいは行っている者の意志ではなく、その所属する会社組織の命令に基づき行う場合等があり、その行為を行う違反者である個人を罰するだけでは、条例の実効性を確保できないため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は個人事業主等に対しても罰金刑を科すものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。
(開発事業に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に法令に基づく許可若しくは確認がされ、又は申請が行われている開発事業については、第2章から第6章までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に開発事業に関し協定が締結され、又は協議が行われている特定開発事業については、第2章から第6章までの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日から起算して1年以内に、当該特定開発事業を行うに当たり必要な法令に基づく許可又は確認の申請が行われなときは、この限りでない。
(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)
- 4 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第26条を次のように改める。
第26条 削除
(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条の規定に基づいて協議がされている開発事業については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

趣旨

解釈・運用

附則第2項について

宅地分譲を行っている場合で、条例施行日前に建築確認を提出している宅地が1宅でもあれば、附則第2項の適用を受ける。